

# 令和2年度 関西学生ヨット選手権大会 帆走指示書

## 1. 規則

- 1.1 本大会には、『セーリング競技規則 2017-2020』に定義された規則を適用する。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470学連申し合わせ事項』、『スナイブ級学連申し合わせ事項(ただし、スナイブ級学連申し合わせ事項 I. 2は適用しない)』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 RRS 付則Pが適用される。ただし、付則P 1文中の『セール番号』は、『識別番号又はセール番号』と置き換える。これは付則P 1を変更している。
- 1.4 RRS 付則Tが適用される。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RRS 付則A 1 1を変更している。
- 1.5 RRS 付則Dは適用されない。
- 1.6 【DP】は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- 1.7 【SP】は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板等に提示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは規則63. 1、A5およびA11を変更している。
- 1.8 【NP】はこの規則の違反艇は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則60. 1(a)を変更している。
- 1.9 規則40『個人用浮揚用具』を次のとおりとする。
  - (a) 【DP】次のように変更する。  
『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
  - (b) 国際スナイブ級クラス規則C 3. 1 (a)に次を追加する。  
『個人用浮揚用具には、浮力40N以上の個人用浮揚用具も含める。』
- 1.10 規則41(艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない)に以下を追加する。  
『自チームの他艇からの援助』
- 1.11 規則60.1(b)(艇は救済要求することができる)に以下を追加する。  
『ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.12 次の規則を追加する。『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対するペナルティーはないものとする。』
- 1.13 規則61.1(a)を次のように変更する。  
抗議しようとする艇は、その意思を最初の妥当な機会に相手艇に伝えなければならない。  
その抗議がレース・エリアで関与したか又は目撃したインシデントに関わる場合、艇は最初の妥当な機会に目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。赤色旗はスターボード側のサイドステイに掲揚し、かつ、その艇はレース終了まで赤色旗を掲揚し続けておかななければならない。ただし、
  - (1) 相手艇が声をかけられる距離以上に離れている場合には、その意思を帰着後規則61.3の締切時刻までに、相手艇に伝えなければならない。
  - (2) ~~(艇体の長さが6メートル未満の艇は赤色旗を掲揚する必要はない)~~左の抹消線部分を削除する。
  - (3) インシデントが、コースの帆走に関する相手艇の誤りであった場合には、赤色旗の掲揚は不要だが、その意思を、帰着後規則61.3の締切時刻までに、相手艇に伝えなければならない。
- 1.14 SCIRA規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規定9.1に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。

帆走指示書発行後に適用規則の追加・変更・削除を行う場合は、帆走指示書の変更にて対応するものとする。

## 2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会WEBページ(<http://www.kansaiagakuren yacht.com/race.html>)や、大会LINEオープンチャット等のオンラインで行われる。

※陸上本部前に公式掲示板は設置しない。

## 3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)5.1、5.2の変更は、それが発効する前日の18:00までに掲示される。
- 3.2 指示5.5のブリーフィング開始時刻の変更は、10月10日(土)10月11日(日)は09:00までに掲示、または口頭で指示する。
- 3.3 指示3.1および3.2以外の変更は、当日の09:00までに掲示される。
- 3.4 レース海面の変更は、当該レースの「D旗」掲揚までに掲示する。

## 4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に掲揚する。
- 4.2 【SP】音響信号1声とともに掲揚されるD旗は、『艇の出艇を許可する。予告信号はD旗掲揚後40分以降に発する。ただし、予告信号を発する時刻は指示5.2の時刻より早まることはない。』ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。D旗の下にクラス旗が掲揚されない場合は、国際470級、国際スナイブ級の両クラスに適用する。
- 4.3 指示5.2に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の40分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

## 5. レース日程

- 5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日付	10月10日(土)	10月11日(日)	合計レース数
国際470級	4 レース	4 レース	8 レース
国際スナイブ級	4 レース	4 レース	8 レース

ただし、10月10日(土)、10月11日(日)は、5レースを行うことがある。

- 5.2 各日とも最初のレースの予告信号の予定時刻は10:25とする。
- 5.3 1つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分前に音響信号1声とともにレース委員会信号船にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.4 10月11日(日)は15:30より後に予告信号を発しない。
- 5.5 ブリーフィング  
両日とも9:10より、オンライン等を用い、レース委員会・プロテスト委員会・各大学代表者(上限2名)によるブリーフィングを行う。

## 6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	国際470級	国際スナイブ級
旗	470旗	スナイブ旗

## 7. レース・エリア

- 7.1 【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。
- 7.2 「添付図A」どおりのレース海面にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。  
この項は、規則62.1(a)を変更している。

## 8. コース

A海面 マーク1、2Sおよび2Pは、オレンジ色の三角錐形ブイとする。

B海面 マーク1、2Sおよび2Pは 黄色の円柱形ブイとする。

- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会信号船とポートの端にあるレース委員会船とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置するレース委員会船とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、A海面では赤色の円柱形ブイ、B海面では赤色の三角錐形ブイを使用する。
- 9.5 マークの数字は無視するものとする。

A 海面	国際470級
B 海面	国際スナイブ級

## 10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。  
これは規則A4を変更している。
- 10.3 規則30.4の『セール番号』を『識別番号』に置き換える。これは規則30.4を変更している。規則30.4に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号船のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号船以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則29.2を変更している。

## 11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業補助のためにフィニッシュ・ライン外側にレース委員会船を配置することができる。

## 13. コースの短縮又は中止

レース委員会は規則32.1以外に、レースの公正性に影響を及ぼすと考えられる大きな風向の変化・風速低下が発生した場合、コース短縮または中止することができる。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

## 14. ペナルティー方式

- 14.1 付則T適用に伴い、レース後ペナルティーを履行する場合は、陸上本部もしくはプロテスト委員会事務局に用意された「レース後ペナルティー申告書」をプロテスト委員会事務局にオンライン等で提出しなければならない。

## 15. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
国際470級	80分	25分	15分	40分
国際スナイプ級	80分	25分	15分	40分

- 15.2 マーク1タイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レース委員会はそのレースを中止する。この項は規則32.1を変更している。ターゲット・タイムどおりにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 15.3 規則30.3及び規則30.4に違反しないでスタートした先頭艇が規則28.1に従いコースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』として記録される。この項は規則35及びA4、A5を変更している。

## 16. 抗議と救済要求

- 16.1 抗議の意思を持つ艇は、陸上に帰着後、プロテスト委員会にオンライン等でその旨を伝えることとする。
- 16.2 抗議書は事前にメールにて送付するので、委員長 新本航大 ([kansai-yacht.kaikei@outlook.jp](mailto:kansai-yacht.kaikei@outlook.jp)) 宛にメールにて申し込むものとする。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局(学連艇庫2階)にオンラインにて提出しなければならない。(通信環境が整わない場合は、プロテスト委員会事務局(学連艇庫2階)に設置された抗議書投函箱に投函するものとする。)
- 16.3 抗議締切り時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。この時刻はオンライン等で各大学に通知する。
- 16.4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則61.1(B)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会はオンライン等で該当大学に通知する。
- 16.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切り時刻後30分以内にオンラインで各大学に通知する。
- 16.6 付則Pに基づく規則42違反に対するペナルティーを課された艇のリストは、レース終了後オンライン等で各大学に通知する。
- 16.7 指示4.2、18.1、18.2、19、20、21、23、24、25及び規則77、付則G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。
- 16.8 審問再開の要求は、通告後20分以内にプロテスト委員会にオンライン等でその旨を伝え、その後の指示を受けることとする。この項は規則66を変更している。
- 16.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内にプロテスト委員会にオンラインでその旨を伝えその後の指示を受けなければならない。この項は、規則62.2を変更している。

## 17. 得点

- 17.1 大会の成立には、1レースを完了することが必要である。
- 17.2 参加艇数が3艇に満たないチームは、クラス別順位の算出にあたり、艇数が3艇となるよう仮定の艇を想定する。その艇のレース得点は、『そのクラスに出場する大学数×3+1点(略語はDNA)』とする。これは、規則A4.2、A5、A11を変更している。
- 17.3 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則A2を変更している。
- 17.4 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 17.5 参加艇数は、そのクラスに登録(受付)を済ませた艇数とする。
- 17.6 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」、「DGM」)に対する得点は、指示17.5の参加艇数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。
- ・規則2
  - ・規則30.4の最後の文

- ・規則P 2. 2又はP 2. 3を適用する場合の規則4 2
- ・規則6 9. 2(h)(2)

- 1 7. 7 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正をレース委員会に要請することができる。この場合、艇は陸上本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入しなければならない。
- 1 7. 8 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A 8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 1 7. 9 総合の得点がタイとなった場合には、その大学は同位とし、その次の順位を欠位とする。

## 18. 【SP】【NP】安全規定

### 18. 1 出艇申告と帰着申告

#### (1)出艇申告

- ①当日のレースに出走しようとする場合、各大学の代表者は8時30分から10時30分までの間に、自大学の全ての艇の出艇状況の申告（出艇する、出艇しない、陸上で待機のいずれか）をオンライン等で行なうものとする。
- ②陸上で待機の艇が実際に出艇する場合は、オンライン等で出艇予定時刻を伝えた後に、出艇しなければならない。

#### (2)帰着申告

陸上に帰着した艇は、帰着次第すみやかに自大学の代表者に帰着の旨を伝えなければならない。また艇体の識別番号（バウナンバー）が第三者から識別し易い状態におかななければならない。大学の代表者はその日の当該クラスの最終レース終了後、又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分以内に自大学の全艇が帰着していることを確認し、オンライン等でレース委員会に報告しなければならない。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

- (3)レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、所定の帰着申告報告書、出艇申告書をレース委員会が設置する投函箱に投函するか、ヘルムスマン自身がレース委員会に電話連絡しなければならない。

### 18. 2 【DP】リタイアの報告

- (1)リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意思を近くのレース委員会船又はプロテスト委員会船に伝えなければならない。
- (2)やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに、陸上本部にその理由をオンライン等で伝えなければならない。
- (3)レースをフィニッシュした後にリタイアする場合は、その日の抗議締切時刻までに、陸上本部に「リタイア報告書」をオンラインもしくは投函方式にて提出しなければならない。

### 18. 3 リタイアの勧告と強制的救助

- (1)レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。
- (2)また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。
- (3)指示18.3(1)および(2)の場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

## 19. 【NP】【DP】乗員の交替

19. 1 水上で乗員を交替する場合は、予告信号以前に参加艇もしくは支援艇1よりレース委員会信号船に口頭で伝えなければならない。陸上で乗員を変更する場合は、オンラインもしくは投函方式にてレース委員会に伝えた後に出艇しなければならない。

19. 2 乗員を交替した艇は、その日の抗議締切時刻までに、『乗員名簿・変更届』をオンラインもしくは投函方式にてレース委員会に提出しなければならない。

## 20. 【DP】装備の交換

20. 1 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会にその旨を報告し、承認を得た後に行わなければならない。
20. 2 水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、セールの識別番号の貼付けは免除される。ただし、その場合も、レース委員会がその艇に割当てた識別番号以外の識別番号を貼付けていてはならない。

## 21. 【DP】装備と計測のチェック

21. 1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するためいつでも検査されることがある。
21. 2 レース委員会により指定された艇は、検査のために直ちに水上・陸上の指定されたエリア・場所に向かう、もしくは艇を持ち込まなければならない。

## 22. 運営艇の識別

22. 1 レース委員会船の標識は次のとおりとする。

国際470級のレース委員会船には、「白地に赤字でRC」と記載した識別旗を掲揚している。

国際スナイプ級のレース委員会船には、「白地に赤字でRC」と記載した識別旗と「F旗」を掲揚している。

プロテスト委員会船には、「白地に赤字でJ」と記載した識別旗を掲揚している。

22. 2 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。

これは規則6 2. 1(a)を変更している。

### 23. 【NP】【DP】 支援艇

- 23.1 支援艇の『出艇申告』は各大学の代表者により8時30分から10時30分までの間に、自大学の全ての支援艇の出艇状況の申告（出艇する、出艇しない、陸上で待機のいずれか）をオンライン等で行なうものとする。  
陸上で待機の支援艇が実際に出艇する場合は、オンライン等で出艇予定時刻を伝えた後に、出艇しなければならない。
- 23.2 支援艇の帰着申告は不要とする。ただし両クラス全てのレースが終了するまでにレース海面を離れる場合は、その旨をレース委員会に報告するものとする。
- 23.3 支援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を目視ができるよう掲揚しなければならない。  
識別旗は、支援艇1は黄緑色旗、支援艇2は緑色旗とする。
- 23.4 支援艇はレース中か否かにかかわらず、常に一般船舶の動きに目を配り、一般船舶の航行を妨げてはならない。
- 23.5 支援艇は、艇、レース委員会船及びプロテスト委員会船を妨げてはならない。又レース中の艇に引き波の影響を与えるような航行をしてはならない。
- 23.6 支援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻から、全ての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。又スタート・ラインの延長線上にはならない。（【添付図C】参照のこと）
- 23.7 支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 23.8 支援艇は、ハーバー内に於いては、できる限り引き波を立てないようデッドスローで航行しなければならない。
- 23.9 レース委員会船に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアに於いて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。  
この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示22.5、22.6は適用しない。
- 23.10 支援艇は、関与するチームの艇が帆走不能となり、陸上に帰着する必要が生じた場合は、当該艇の陸上帰着を責任を持ってサポートしなければならない。
- 23.11 支援艇のドライバーは、水中でエンジンをかけている間、キルコードを着用しなければならない。

### 24. 【DP】 ごみの処分

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

### 25. 【SP】【NP】 トラッキングシステム

- 25.1 レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。
- 25.2 端末機器は、指示18.1(1)で行われる出艇申告時に受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時に陸上本部へ返却しなければならない。

### 26. 賞

- 26.1 賞は次のように与える。

クラス	賞状	賞品	優勝杯(持ち回り)
国際470級	1位～5位	1位～3位	1位
国際スナイプ級	1位～3位	1位～3位	1位
総合	1位～3位	1位～3位	1位

- 26.2 国際470級は、第1位～第5位、国際スナイプ級は、第1位～第3位のチームに 令和2年度 第85回全日本学生ヨット選手権大会への出場権を与える。なお、辞退する大学があった場合は、順次繰り上げるものとする。

### 27. 新型コロナウイルス対策

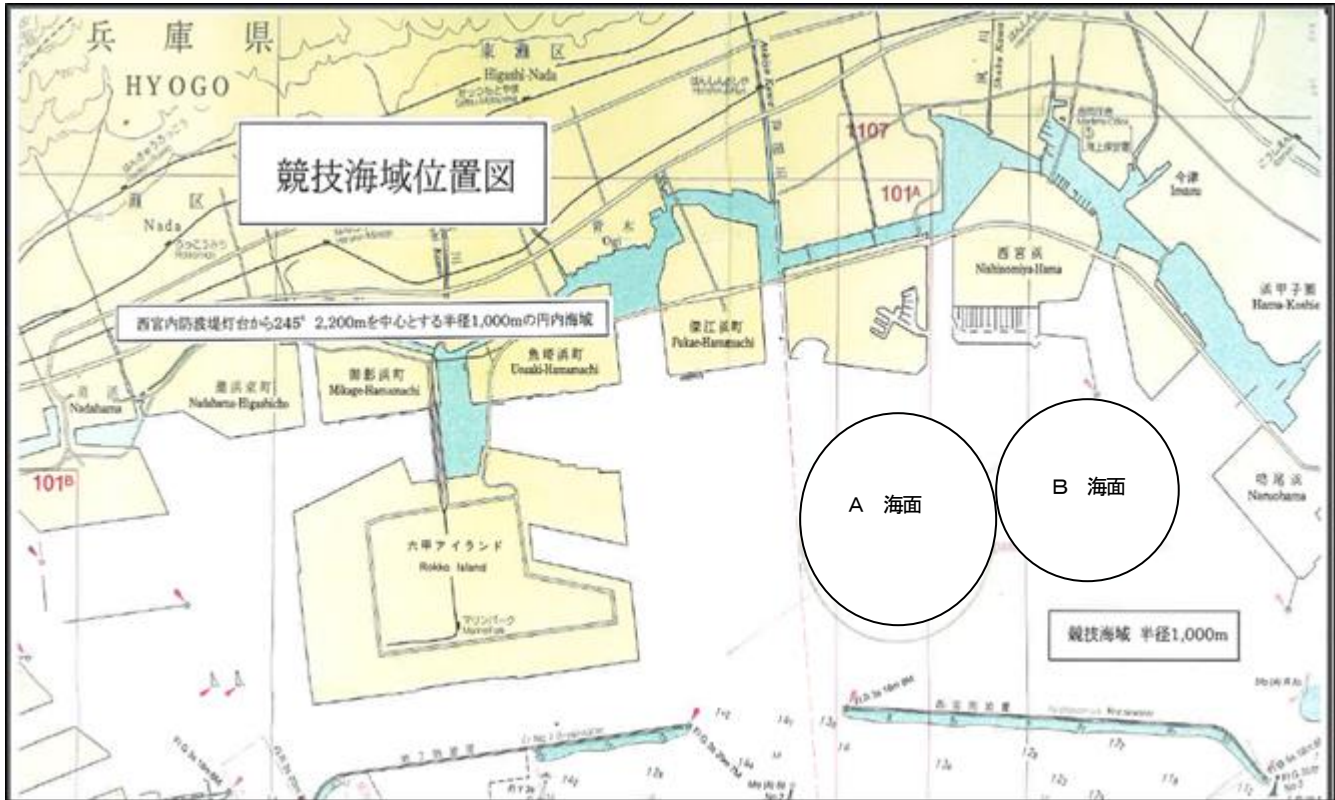
新型コロナ感染拡大予防の観点から、競技者は本大会にて利用している「兵庫県新型コロナ追跡システム」の登録を完了していなければならない。

### 28. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。  
主催団体は、レガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害、新型コロナ感染、もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

以上

【添付図A】 レース・エリア



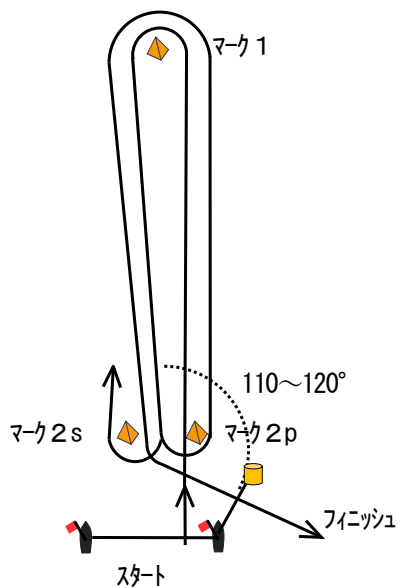
【添付図B】 コース見取り図 (コース LR)

コース“LR”

上下・ポートフィニッシュ

LR2: スタート-1-2s/2p-1-2p-フィニッシュ

LR3: スタート-1-2s/2p-1-2s/2p-1-2p-フィニッシュ



【添付図C】 指示23.6に規定する「艇がレースをしているエリア」  
※全ての支援艇は、レース中、点線の内側に入ってはならない。

